

指定難病の医療費助成の申請に マイナンバー(個人番号)を記載すると 一部の書類の提出を省略できます！



【マイナンバーの利用について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）」の規定により、指定難病医療費助成制度において、限定的に定められた範囲内でのみ、マイナンバーを利用することが可能となっています。

神奈川県ではマイナンバー法に基づき、適切な安全管理の下、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを用いて、次の内容を情報連携するためにマイナンバーを利用します。

- ・住民票情報
- ・市町村民税に関する情報

ご了承いただける方は、マイナンバーを申請書へご記載ください。

※マイナンバーは申請（新規、更新）の都度、ご提出いただく必要があります。

1 提出を省略できる添付書類

①住民票の写し

②市町村民税の課税状況の確認書類

ただし、以下の場合、書類の提出が必要となります。

- ・申請に必要な方のマイナンバーをご記載いただけない場合……①と②の提出が必要
- ・ご加入の健康保険が社会保険で、市町村民税が非課税の方
- ・ご加入の健康保険が国民健康保険組合（一部※を除く）の方 } ……②の書類が必要

〔※神奈川県歯科医師国保組合、神奈川県食品衛生国保組合、神奈川県薬剤師国保組合、神奈川県建設業国保組合、神奈川県建設連合国保組合の方が該当します。〕

2 マイナンバーの提供が必要な方

○患者と支給認定基準世帯員

支給認定基準世帯員とは、自己負担上限月額を算定する際に基準となる世帯員のことで、患者の加入する医療保険の種類により、支給認定基準世帯員は次のようになります。

患者が加入している健康保険の種類別	支給認定基準世帯員	
国民健康保険（国保）	患者を含む、 <u>同じ国保</u> に加入している方全員	
国民健康保険組合（国保組合）	患者を含む、 <u>同じ国保組合</u> に加入している方全員	
後期高齢者医療制度（後期高齢）	患者を含む、 <u>同じ住民票上</u> で後期高齢に加入している方全員	
社会保険 （全国健康保険協会、 健康保険組合、共済組 合、船員保険など）	患者が被保険者本人の場合	患者本人
	患者以外が被保険者の場合	被保険者

マイナンバーと身元の確認について

マイナンバーの提供により提出書類を省略する場合、

- ・窓口では、マイナンバー確認書類と本人確認書類の提示が必要です。
- ・郵送の場合は、マイナンバー確認書類と本人確認書類の写しの提出が必要となります。

<本人確認書類の例>

◎マイナンバーカード両面（1種類で番号確認と本人確認ができます！）

○次のマイナンバー確認書類と本人確認書類

<マイナンバー確認書類>

- ・マイナンバーが記載された住民票等
- ・通知カード※

※通知カードに記載されている氏名・住所が、住民票と一致している場合に限ります。



<本人確認書類>

いずれか1種類

運転免許証又は運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など、顔写真付きのもの

上記が不可能な場合、いずれか2種類

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、住民票、社員証・学生証、母子健康手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証など

●通知カードとは

紙のカードで、あなたのマイナンバー（個人番号）の他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されています。

令和2年5月25日以降に改姓や転居を行った場合は、番号確認書類として使用することができなくなりました。

●マイナンバー（個人番号）カードとは

市町村役場へ申請することで発行されるものです。表面には顔写真のほか、住所、氏名、生年月日、性別等が、裏面にはマイナンバー（個人番号）が記載されています。

提出の際は、両面のコピーが必要です。

<通知カードの見本>



<マイナンバーカードの見本>



【おもて面】



【うら面】

【マイナンバー制度全般に関する問合せ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル（内閣府）

TEL 0120-95-0178 ※平日9時30分～20時、土日祝9時30分～17時30分